

川崎市指定管理者制度の指定に係る暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を排除するための必要な措置（以下「排除措置」という。）を講ずることにより、公の施設の適正な運営の確保と指定管理者制度の的確な運用を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

第2条 排除措置の対象者は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体又は指定管理者に指定された法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の各号のいずれかの場合に該当するものとする。

- (1) 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなつて5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- (2) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- (3) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- (4) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- (5) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(指定管理者の募集における排除措置)

第3条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「応募者」という。）を募集するときは、応募者が前条各号のいずれかの場合（以下「該当要件」という。）にも該当しないことを条件としなければならない。この場合において、応募者が該当要件に該当するか否かについて市長が神奈川県警察本部刑事部長（警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）第2条に規定する刑事部長をいう。以下「刑事部長」という。）に調査を依頼することを同意する旨の書面を応募者から提出させなければならない。

- 2 市長は、前項の書面の提出を受けたときは、刑事部長に調査を依頼するものとする。
- 3 市長は、前項の調査により応募者が該当要件に該当すると認めるときは、応募者を指定管理者の指定に係る選定において失格とする。

(指定管理者の指定の取消し)

第4条 市長は、指定管理者に指定された団体が該当要件に該当すると思料するときは、刑事部長に調査を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の調査により指定管理者として指定された団体が該当要件に該当することが判明したときは、指定管理者の指定の取消しその他必要な排除措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による取消しにより市に損害が生じたときは、当該指定管理者に指定された団体に対し損害賠償を請求する。
- 4 市長は、前3項に規定する事項を指定管理者に指定された団体と締結する基本協定書に明示しなけ

ればならない。

(連絡協調体制の確立)

第5条 市長は、第1条の目的を円滑に実現するため、刑事部長と、指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書を締結する。

(民設民営事業への適用)

第6条 施設整備及び運営を民間事業者が実施する公共サービス提供手法である民設民営事業への適用については、前各条の規定の例によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。